

issue 11.8.29

report no.24 「民法（債権関係）改正と企業実務への影響【第1回】」

Seiwa・Meitetsu Legal-map

成和明哲法律事務所
企業法務研究部会・実務報告

弁護士	渡	邊	顯	弁護士	土	岐	敦	司	
弁護士	卜	部	忠史	※	弁護士	西	江	章	
弁護士	渡	辺	昭典	弁護士	田	代	桂	子	
弁護士	辺	見	紀男	弁護士	福	田	大	助	
弁護士	武	井	洋一	弁護士	飯	田	直	樹	
弁護士	西	村	賢	弁護士	佐	藤	弘	康	
弁護士	中	島	雪枝	弁護士	山	内	宏	光	
弁護士	樋	口	達	弁護士	村	瀬	幸	子	
弁護士	平	井	智子	弁護士	赤	根	妙	子	
弁護士	川	見	友康	弁護士	山	下	成	美	※

※は、本報告書の作成に関与した者である。

民法（債権関係）改正と企業実務への影響【第1回】

【はじめに】

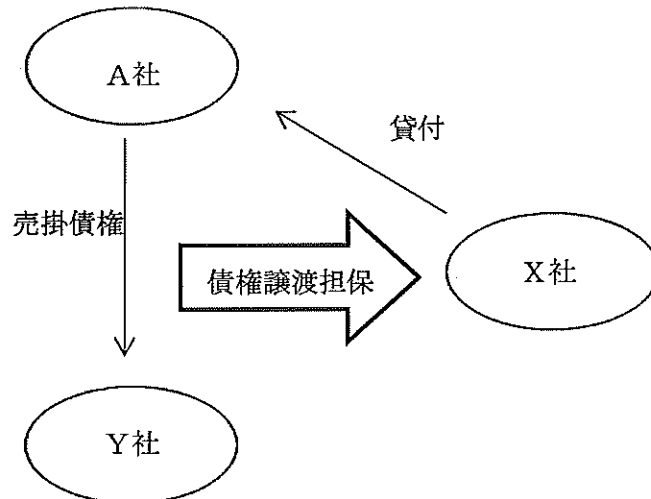
法制審議会—民法（債権関係）部会では、債権法の改正に向けて活発な議論が行われています。平成23年4月12日開催の第26回会議において「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」が取りまとめられ、当該中間論点整理について、同年6月1日から8月1日までパブリックコメント手続が実施されました。これを受けて今後は、さらなる審議が進められていく予定であり、7月26日開催の第30回会議において、中間試案の取りまとめを行う目標の時期が、平成25年2月を目途とされることが決定されました。

債権法改正が実現されれば、企業実務が影響を受けることは避けられません。そのため、今後の改正の議論や動向を注視するとともに、企業実務が受ける影響について早めの検討や対策を講じておくことが必要になります。

そこで、連載企画の「民法（債権関係）改正と企業実務への影響」第1回目として、債権譲渡担保の設定の事例を中心に、債権譲渡にかかる重要な改正点及びそれらが与える企業実務への影響について検討を行います。

【事例】

債権譲渡担保の設定



化学薬品の輸入業を営む株式会社X社は、民法（債権関係）改正後、株式会社A社に事業資金として貸付を行うことになりました。その際X社は、当該貸付債権の担保として、A社が株式会社Y社に対して有する売掛債権について債権譲渡担保権の設定を受けるとしました。

今般の民法（債権関係）の改正に関する議論を踏まえ、以下の各場合において、X社の法務担当者はどのような点に注意をすればよいでしょうか。

【ポイント】

I 将来発生する売掛債権を債権譲渡担保の目的とする場合の注意点

民法（債権関係）の改正がなされた場合、将来債権譲渡の有効性が明文化される可能性があります。そのこと自体による実務への影響は低いと思われ。もっとも、将来債権譲渡の有効性については、その対象となる債権について、明文にて期間による限界を設けるべきとの意見も出されていることから、実務における予測可能性確保の点に影響を与えることも考えられます（「将来債権譲渡」¹）。

II 債務者による異議なき承諾の廃止に伴う注意点

民法（債権関係）の改正がなされた場合、債務者が債権の譲渡人に対して有する抗弁を譲受人に対して主張できることを前提に、債務者による異議なき承諾の制度（民法 468 条 1 項）が廃止される可能性があります。そのため、譲受人が債務者からの抗弁を切断するためには、債務者からあらかじめ抗弁を放棄する旨の意思表示（書面によるべき可能性もあります）を受けておく必要性が生じる可能性があります（「債務者対抗要件（権利行使要件）の見直し」²、「抗弁の切断」³）。

III 対抗要件制度の変更に伴う注意点

債権譲渡における対抗要件制度については、①登記制度への一本化②新たな対抗要件制度の創設③現行の制度を維持した上で必要な修正を行う等の案が、民法（債権関係）の改正審議の中で議論されています。現行の対抗要件制度変更がされることとなれば、新たな対抗要件制度に合わせた対抗要件の具備が必要となることから、実務への影響は大きいといえます（「債権譲渡の対抗要件」⁴）。

IV 譲渡禁止特約違反の債権譲渡の効力の有効化に伴う注意点

債権譲渡禁止特約に違反した債権譲渡の効力について、民法（債権関係）の改正審議の中で、善意（無重過失を要するかは議論があります）の譲受人に特約を対抗できないことに変更はありませんが、譲受人が特約の対抗を受ける場合に、債権譲渡の効果を有効とするか無効とするかで議論がされています。

いずれの結論が取られても、譲受人と債務者との関係では、譲受人が特約について善意（又は無重過失）か否かで結論が決まるため、実務的に大きな変化はないと考えられます。

一方、譲渡人と譲受人との関係では、債権譲渡禁止特約に違反した債権譲渡が有効であるとされた場合に、譲受人から譲渡人に対して契約責任が追及できるようになる等の点で影響が出てくる可能性があります（「債権譲渡禁止特約」⁵）。

¹民法（債権関係）の改正に関する中間的論点整理（平成 23 年 6 月 3 日補訂）（以下「論点整理案」という。）第 13.4

² 前掲論点整理案第 13.2(2)

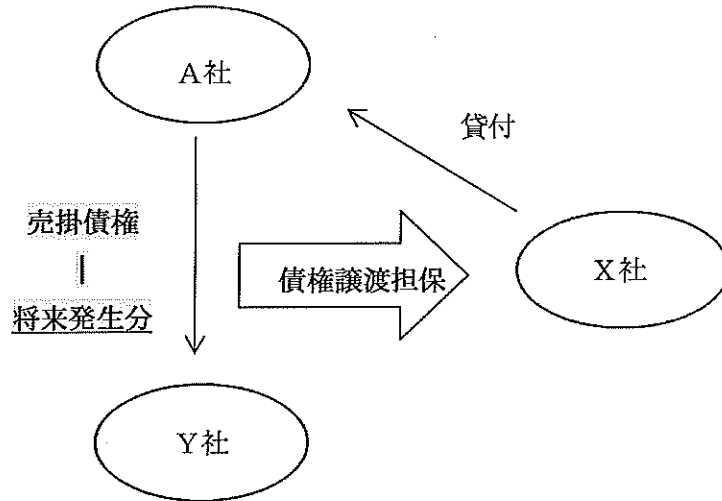
³ 前掲論点整理案第 13.3

⁴ 前掲論点整理案第 13.2(1)

⁵ 前掲論点整理案第 13. 1

【解説】

I 将来発生する売掛債権を債権譲渡担保の目的とする場合の注意点



1 将来発生する売掛債権を債権譲渡担保の目的とする場合の契約の有効性

(1) 問題点

X社は、A社が今後Y社に対して取得する売掛債権について譲渡担保権の設定を受けようとしています。

X社は、債権譲渡担保の対象として債権の発生期間等をどの程度に設定すればよいのでしょうか。

将来発生すべき債権（以下「将来債権」という。）の債権譲渡の場合、その設定の範囲によっては公序良俗違反として契約が無効となることがあるため、問題となります。

(2) 現行民法の内容

現行民法上債権譲渡担保契約の有効性について、明文規定はありません。もっとも、債権譲渡担保は、債権譲渡の法形式を利用した非典型担保であるため、債権譲渡の規律に服することになります（以下「債権譲渡」には特段の記載がない限り「債権譲渡担保」を含みます）。

判例では将来債権譲渡を原則有効とした上、例外的に公序良俗違反を理由として無効とされることがあるとしています（最判平成11年11月29日民集53-1-151）。

(3) 現行民法の問題点

ア 判例の規範

上記判例においては、将来債権譲渡が公序良俗違反に該当する場合として、

- ・ 契約締結時における譲渡人の資産状況
- ・ 契約当時における譲渡人の営業等の推移に関する見込み
- ・ 契約内容

・契約が締結された経緯等

という考慮要素を挙げた上、

将来の一定期間内に発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約について、右期間の長さ等の契約内容が譲渡人の営業活動等に対して社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を与えるものであるとみられるなどの特段の事情の認められる場合

に公序良俗違反として無効になるとしています。

イ 将来債権譲渡の公序良俗違反に関する過去の裁判例

(A) 消極

限度額 1 億 3000 万円、期間 1 年 2 か月（更新可能）、債務者の全取引先への売掛債権を包括的に債権譲渡担保の目的とした場合について、公序良俗違反が否定されています（東京地裁平成 15 年 6 月 20 日）。

(B) 積極

12 万円の借入金債務のために取引先 21 社に対して将来発生する分も含めて売掛債権全額を譲渡した（債権の一部の合計だけでも 130 万円を超える）場合について、公序良俗違反が肯定されています（東京地裁平成 15 年 7 月 16 日）。

ウ 基準の明確化の要請

予測可能性確保のため、公序良俗違反となる場合についてより具体的な基準を明文で設けるか否かについて、議論の対象となっています。

2 改正法での対応及び実務への影響

(1) 改正法での対応

ア 将来債権譲渡の有効性について

現在の判例及び学説の状況を踏まえ、民法（債権関係）の改正審議の中で、将来債権譲渡を原則有効とした上で、明文規定を設けるべきであるとの議論がされています。

イ 将来債権譲渡の有効性の限界について

将来債権譲渡の有効性の限界（公序良俗違反による）の具体的基準を設けることについては、民法（債権関係）の改正審議の中で賛否が分かれています。

更に、具体的基準の案としては、

「譲渡対象となる将来債権の発生期間について定めがない場合には、例えば 5 年又は 10 年とし、期間が定められた場合には、債権の性質に鑑みて余りにも長期の場合には相当と認められる期間を超える部分について無効とするという規定を設けることが考えられる」との意見もある⁶一方で、上記意見に対しては、反対

⁶法制審議会民法（債権関係）部会第 7 回会議事録 松岡委員発言

意見が出されています⁷。

(2) 民法（債権関係）の改正が実務へ与える影響

ア 将来債権譲渡の有効性について

将来債権譲渡は現行法上も原則有効とされているため、この点が明文化されることでの実務への影響の程度は低いと考えられます。

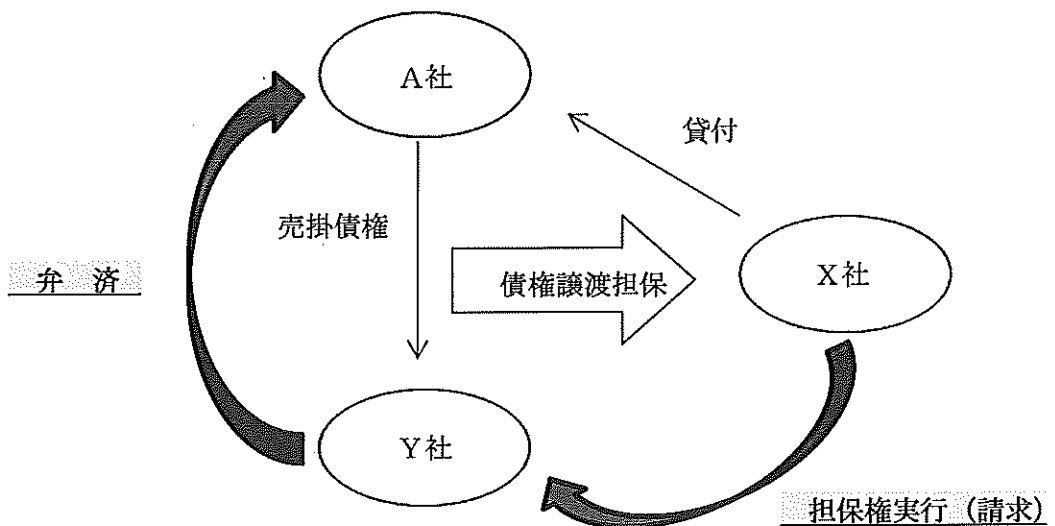
イ 将来債権譲渡の有効性の限界について

将来債権譲渡の有効性の限界を期間で区切るべきとの意見には、反対意見が多数出されてはいるものの、将来債権譲渡の有効性の限界が期間設定によって画されるのであれば、実務としては予測可能性が著しく容易になります。

しかしながら、上記のような有効期間が明確化されても、公序良俗という規範が別途適用されることも考えられるため、その場合には上記判例の具体的考慮要素に従って、将来債権の発生期間や限度額等を設定することになるでしょう。

その場合、民法改正後においても、上記の判例（最判平成11年11月29日民集53-1-151）が将来8年3ヵ月間に発生する債権譲渡の事案であったことなどを考慮して、債権の発生期間を5年程度としている現在の実務の取扱⁸が参考になることも十分考えられます。

II X社の担保権実行（請求）に対しY社が弁済の抗弁を主張してきた場合の注意点



1 債務者の譲受人に対する抗弁の主張の可否及び当該抗弁の切断方法

(1) 問題点

X社がY社に対し債権譲渡担保の実行として請求をしたところ、既にY社からA

⁷法制審議会民法（債権関係）部会第7回会議議事録 道垣内幹事・三上委員・潮見幹事発言

⁸経営法友会マニュアル等作成委員会編「動産・債権譲渡担保マニュアル」24頁

社に弁済がされていた場合、Y社は弁済の抗弁を主張できるでしょうか。また、X社はあらかじめY社からA社に対する債権譲渡担保について承諾を取っておけば、担保権実行後に抗弁を主張される危険性はないのでしょうか。

この点について改正民法では、Y社は、X社に対して、A社への弁済の抗弁を主張ができることはできることを前提に、債務者対抗要件を通知に限った上で、現行民法の異議なき承諾による抗弁の切断の制度は廃止すべきとの方向で議論がされています。

(2) 現行民法の内容

現行民法上債権の譲渡人が債務者に譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由、すなわち抗弁を譲受人に対抗することができます（民法468条1項）。

一方、債務者が異議をとどめないで承諾をしたときには、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができません（民法468条1項）。現行民法上の当該承諾は、譲渡がされたことを認識した旨の通知（觀念の通知）であると考えられています。

(3) 現行民法の問題点

現行法上では、債務者が債権譲渡がされたことを異議をとどめないで承諾することのみで、譲渡人に対して有していた抗弁を譲受人に対して対抗できなくなるという重大な効果が認められています。しかし、この効果の根拠が必ずしも明確でなく不当であるとの指摘を踏まえて、異議をとどめない承諾の制度を廃止し、抗弁の切断は、抗弁を放棄するという意思表示によるべきとの考え方があることから、その行為様式も含めて民法改正の議論の対象となっています。

2 改正法での対応及び実務への影響

(1) 改正法での対応

今回の民法（債権関係）の改正審議の中では、抗弁の切断には、抗弁を放棄する旨の債務者の意思表示が求められるべきとの議論がされています。これは、債権譲渡がされたことを認識した旨の承諾がされただけで抗弁の喪失という効果が生じる不都合を解消するためのもので、債務者をより厚く保護する制度であると言えます。

さらに債務者が不利益を被ることを防止するため、当該表示は、書面によらなければ無効とすべきとの見解も出ています。

(2) 民法（債権関係）の改正が実務へ与える影響

抗弁の切断に抗弁を放棄する旨の債務者の意思表示が書面で必要になるとすれば、現在債務者から債権譲渡の承諾をもらう際に使用している書式のフォーマットを修正する必要があります。

具体的には、以下のような変更がされることが考えられます。

平成〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇町1丁目1番1号
株式会社 X社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿

東京都△△区△△2丁目2番2号
株式会社 Y社
代表取締役 △ △ △ △

承諾書

【民法改正前（現行）】

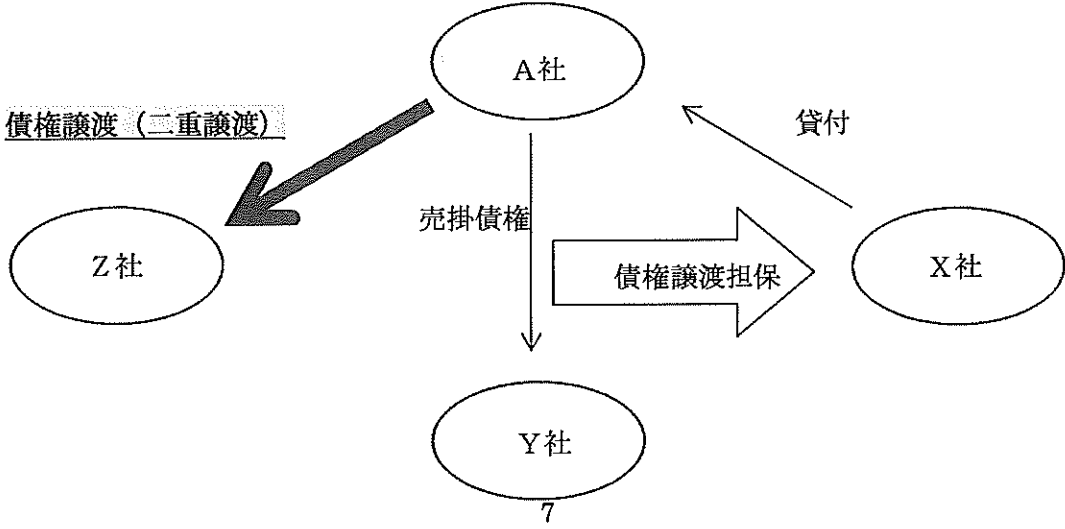
当社は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの間に当社が株式会社A社から購入した□□に関する買掛債務を支払日の早いものから金〇〇万円に満つるまで、貴社と株式会社A社との間の平成〇〇年〇月〇日付の債権譲渡を承諾し、当該買掛金債務を貴社にお支払します。

【民法改正後】

当社は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの間に当社が株式会社A社から購入した□□に関する買掛債務を支払日の早いものから金〇〇万円に満つるまで、貴社と株式会社A社との間の平成〇〇年〇月〇日付の債権譲渡を承諾し、及び、当社がA社に対して有する現在及び将来の一切の抗弁を放棄することを承諾し、当該買掛金債務を貴社にお支払します。

なお、「一切の抗弁を貴社に対して放棄する」との文言によると、債務者が抗弁を喪失する範囲が現行制度よりも広くなるとの指摘も挙がっていることから、包括的抗弁の放棄の有効性については、今後の議論を注視する必要があるでしょう。

Ⅲ A社がX社に債権譲渡担保設定後Z社に目的債権の一部を債権譲渡した場合の注意点



1 債権譲渡における対抗要件制度

(1) 問題点

A社がX社に債権譲渡担保を設定後、当該目的債権の一部を第三者であるZ社に譲渡した場合、X社はY社及びZ社に債権の譲受を対抗することができるのでしょうか。現行の債権譲渡の対抗要件制度が変更される可能性（登記への一元化等）があるため、その内容に沿った対抗要件の具備が必要になります。

(2) 現行民法の内容

現行民法上、債権譲渡における債務者対抗要件は、通知又は承諾であり（民法467条1項）、債務者以外の第三者対抗要件は、確定日付ある証書によってされた通知又は承諾です（同条2項）。

また、上記制度に加え、法人が有する指名債権のうち、金銭債権の譲渡については、債務者に対する対抗要件については登記事項証明書を交付した上での通知又は承諾、第三者に対する対抗要件としては登記の具備とする制度が併存しています（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）4条1項・2項）。

(3) 現行民法の問題点

現行民法の債権譲渡における対抗要件制度は、債務者にインフォメーション・センターとしての機能を持たせようとしたものであるため、債務者が債権の譲受人からの照会に回答しなければ当該制度は機能しないという問題点が指摘されています。

また、民法に基づく対抗要件制度と特例法に基づく対抗要件制度が併存することになったため、債権を譲り受けようとする者は、先行する債権譲渡の有無を確認するために、債務者への照会と特例法に基づく登記の有無の確認の両方が必要になり、確認が煩雑になったという問題点があります。

そこで、民法改正において債権譲渡の対抗要件制度を登記に一本化すべき等の見直しの議論がなされています。

2 改正法での対応及び実務への影響

(1) 改正法での対応

債権譲渡の対抗要件制度については、①債務者をインフォメーション・センターとする現行法の対抗要件制度の理念を根本的に見直すかどうか、②現行民法と特例法に基づく対抗要件制度が併存しているという二元的な状態の解消を図るかどうかという観点から、下記のような改正の方針が提案されています⁹。

⁹ 法制審議会民法（債権関係）部会第7回会議 部会資料9-2 民法（債権関係）の改正に関する検討事項(4)12・13頁

	内容	改正の方針
A案	<ul style="list-style-type: none"> ・登記制度を利用することができる範囲を拡張する Ex.)個人も利用可能とする。 ・その範囲における債権譲渡の第三者対抗要件は、登記に一元化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①債務者をインフォメーション・センターとするという現行制度の理念を改める。 ②二元的な対抗要件制度の解消を図るという観点から、原則として登記を一元的な第三者対抗要件とする。
B案	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者をインフォメーション・センターとはしない新たな対抗要件制度の創設 Ex.)現行民法上の確定日付のある通知又は承諾に代えて、確定日付のある譲渡契約書を債権譲渡の第三者対抗要件とする制度を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ①債務者をインフォメーション・センターとするという現行制度の理念を改める。 ②もつとも、二元的な対抗要件制度については現状を維持する。
C案	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法の二元的な対抗要件制度を基本的に維持した上で、必要な修正を試みるという考え方。 	<ul style="list-style-type: none"> ①債務者をインフォメーション・センターとするという理念を維持する。 ②二元的な対抗要件制度も維持した上で、現行法下で指摘されている問題点を可能な限り解消する。

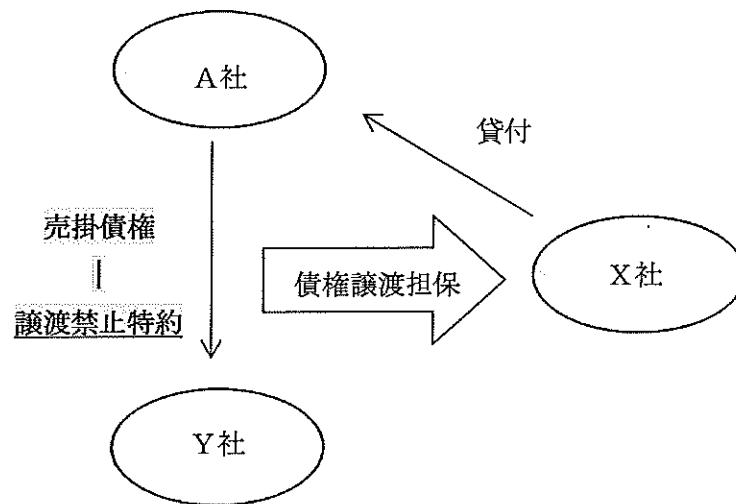
(2) 民法（債権関係）の改正が実務へ与える影響

改正の詳細は定まっていますが、上記のように対抗要件制度に変更があれば、改正後は改正に従った対抗要件具備が必要となることから、実務への影響は非常に大きいといえるでしょう。

登記制度への一元化というA案については、現在の特例法上の登記制度を前提とすると、①費用や手続が煩雑である②譲渡予定債権と登記されている債権の同一性確認が困難である③登記の一元化により、債権譲渡を秘密にしたいという要請に応えられない④債権譲渡のできる登記所が限られている等の点が懸念されますが、このような点が改善されなければならないとの議論もされていることから¹⁰、A案の採用にはそれらの問題点の解決が前提になることのように思われます。

¹⁰法制審議会民法（債権関係）部会第7回会議議事録 大島委員・岡田委員・鹿野幹事・三上委員発言

IV A社・Y社間で譲渡禁止特約が締結されていた場合の注意点



1 譲渡禁止特約に違反した債権譲渡契約の効力

(1) 問題点

A社・Y社間の契約で、譲渡禁止規定が設けられていた場合、A社・X社間の債権譲渡契約は、当該特約に違反することになります。このような場合でも、X社はY社に対して、債権譲渡による売掛債権の取得を主張できるでしょうか。譲渡禁止特約に違反して設定された債権譲渡契約の効力が問題となります。

(2) 現行民法の内容

現行民法上では、譲渡禁止特約に違反して債権譲渡が行われた場合、その効力は、譲渡当事者間では無効（いわゆる物権的効力説）としながらも、債権を譲り受けた者が「善意の第三者」すなわち、特約の存在を知らなかった第三者である場合には、債務者は特約の効力を対抗できません（民法466条2項但書）。

その結果、譲渡禁止特約付債権の譲受人が「善意の第三者」である場合には、債務者に対して債権の譲受けを主張できますが、「善意の第三者」にあたらなかった場合には、債務者に債権の譲受を主張できません。

後者の場合、債権譲渡が当事者間において無効とされてしまうため、譲受人から譲渡人に対しては、原則として不当利得返還請求（民法703条）又は不法行為責任（民法709条）の追及をすることしかできません（別途、譲渡禁止特約の不存在について譲受人が譲渡人から保証を受けている場合や担保責任が免除されていない場合は債務不履行責任が問える可能性があります。）。ただし、譲渡禁止特約違反による債権譲渡がされる場合には、既に譲渡人の支払能力が低下している可能性が高いため、譲受債権の回収は困難になるといえます。

なお、上記「善意の第三者」には、特約の存在を知らなかったことに重過失がある第三者は含まれないとされおり（最判昭和48年7月19日民集27・8・823）、この主

張・立証責任は債務者の側にあります（大判明 38 年 2 月 28 日民録 1-278）。

(3) 現行民法の問題点

譲渡禁止特約の有効性を認めた立法時の趣旨は、弱い立場にある債務者を保護する点にありました。

しかし、現在では公共団体や金融機関のように比較的強い立場にある債務者が自らの利益を確保するために譲渡禁止特約を置くことが多く、立法時の趣旨があてはまりにくくなっています。また、企業が資金調達のために債権譲渡を行う際に、譲渡禁止特約の存在が取引の障害となっているという不都合が指摘されています。

以上のような問題点から、譲渡禁止特約の効力を制限する方向からの見直しがなされています。

2 改正法での対応及び実務への影響

(1) 改正法での対応

ア 現行法の枠組み維持が検討されている点

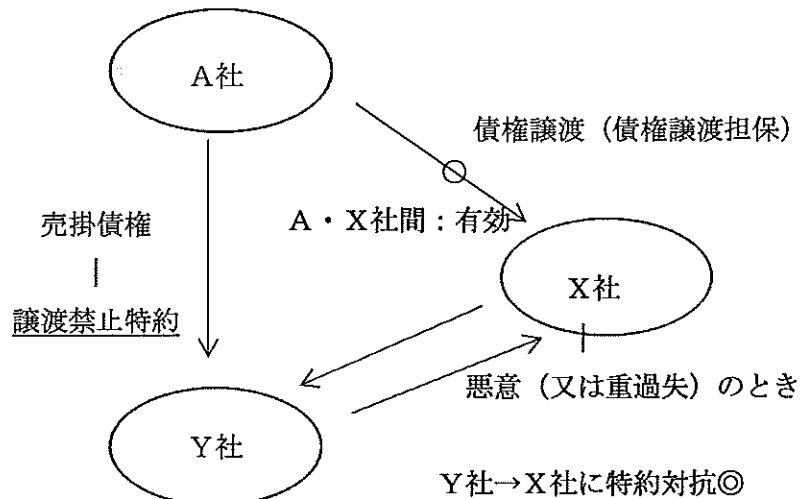
譲渡禁止特約の存在について譲受人が「悪意（重過失を含むかについては別途議論があります。）」の場合には、特約を譲受人に対抗できるという現行法の枠組みについては維持する方向で検討が進められています。

イ 現行法の枠組み変更が検討されている点

上記枠組みを維持した上で、譲受人が債務者から譲渡禁止特約を対抗される場合の債権譲渡の効力については、原則有効とする案（相対的効力案）が提案されています。一方、対案とされている絶対的効力案とは、現在の物権的効力説と同じ効力を有する案です。

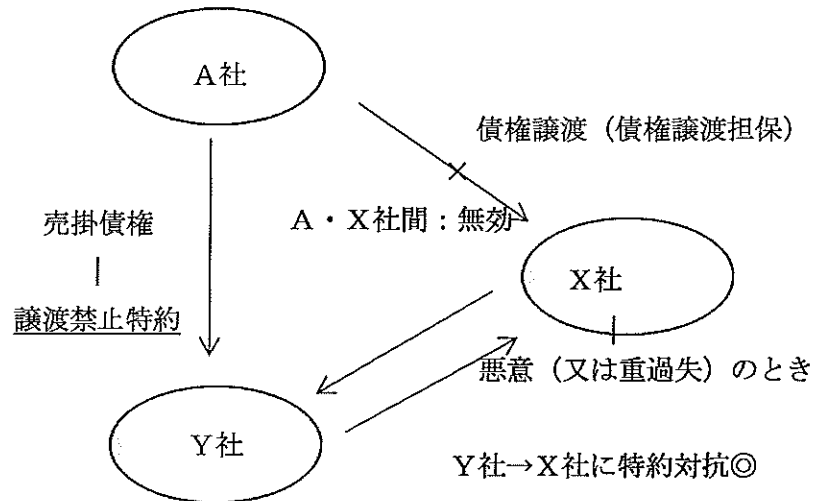
①相対的効力案

=譲渡禁止特約について譲受人が「悪意（又は重過失）」である場合は、債務者は譲受人に対して譲渡禁止特約の効力を対抗でき、その場合でも債権譲渡当事者間における譲渡を有効とする考え方



②絶対的効力案

=譲渡禁止特約について譲受人が「悪意（又は重過失）」である場合は、債務者は譲受人に対して譲渡禁止特約の効力を対抗でき、その場合には債権譲渡当事者間における譲渡を無効とする考え方



(2) 民法（債権関係）の改正が実務へ与える影響

ア 譲受人と債務者との関係

相対的効力案と絶対的効力案のいずれが採用されたとしても、譲受人（X社）と債務者（Y社）との関係では結局同様の結論になるため、基本的には実務への影響はないと思われます。すなわち、譲受人（X社）が悪意（又は重過失）であれば、譲受人（X社）は債務者（Y社）に債権譲渡による債権の取得を主張することはできないことになります。

それよりも実務的により影響があるのは、譲受人の悪意（又は重過失）の主張立証責任が譲受人と債務者のいずれに課されるかという点になるでしょう。この点についても現在議論が進んでいることから、今後の動向に注意が必要です。

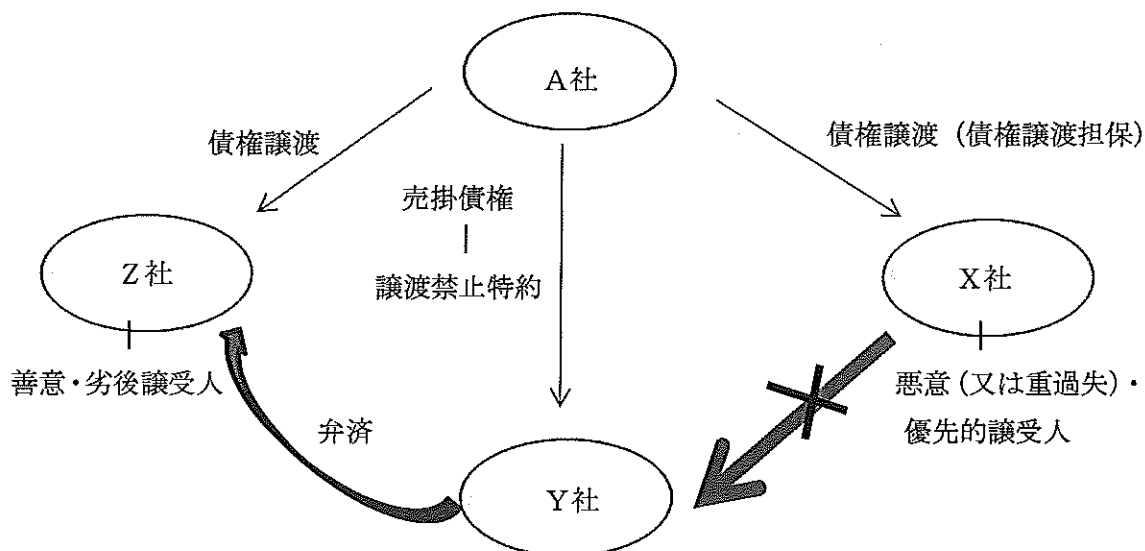
イ 譲渡人と譲受人との関係

譲渡人（A社）と譲受人（X社）との関係では、相対的効力案が採用された場合、譲受人（X社）が譲渡人（A社）に対して債務不履行責任（民法415条）を問うことができるようになります。今までは、譲渡人（A社）と譲受人（X社）間の契約が無効である以上、契約責任は問えず、不当利得返還請求（民法703条又は704条）又は不法行為責任の追及（民法709条）で処理することしかできませんでしたが、契約が有効になるので、損害額の点でより有利になることもあるでしょう。もっとも、悪意又は重過失の譲受人が債務不履行責任に基

づいて譲渡人に対してどの程度の責任追及をすることができるかは、過失相殺も含め、検討の余地があるでしょう。

ウ 譲受人と第三者との関係

(A) 目的債権が二重譲渡された場合



譲受人 (X社) が悪意 (又は重過失) の場合には、債務者 (Y社) に対して債権の取得を主張することはできないので、債務者から承諾を受けるなどして任意の支払いを受けない限り、債権を回収することはできません。

一方で、債権が二重譲渡された場合、相対的効力案によれば、対抗関係で劣後する譲受人 (Z社) に対して債務者 (Y社) から弁済がされた場合、優先する譲受人 (X社) は、劣後する譲受人 (Z社) に対して不当利得返還請求 (民法 703 条) が可能であることとなります (対抗要件については 7 頁参照)。

しかし、譲受人が債務者からは回収できない一方で、二重譲渡された場合の劣後譲受人から債権を回収できるという処理になることは、法律関係が複雑化して混乱を招くとして、相対的効力案へ対する批判の一つとなっています。よって、この点についていかなる法的手当がされるか否かについても注目する必要があります。

(B) 第三者が差押えをした場合

相対的効力案によれば、譲渡禁止特約付債権の譲受人が第三者対抗要件を具備した後に、譲渡人の債権者が、当該債権を差し押さえた場合でも、譲受人は第三者異議の訴えを提起することができます。

一方、このような状況においては、債務者による譲渡禁止特約の対抗力を制限して、譲受人が債務者に対して債権を主張できるとする考え方もありま

す。

(3) その他の留意点

ア 債務者の承諾がある場合

債務者が債権譲渡を承諾することにより、譲渡禁止特約を譲受人に対抗することができなくなる旨の明文規定が設けられることが検討されていますが、この点は現行法における運用を明文化するものであるため、実務に特段の影響はないと思われま

イ 債権譲渡禁止特約を常に対抗できないこととする取引類型

債権の流動性の確保が特に要請される一定の種類の債権について、譲渡禁止特約を常に対抗できないこととする旨を定めることについても議論されています。具体的にどのような類型が対象となるのか、また、実際に民法において規定されるか否かについても不確定なため、今後の議論に注目する必要があります。

ウ 譲渡人について倒産手続きの開始決定があった場合

相対的効力案の採用を前提に、譲渡人に破産開始決定があったときには、債務者は譲受人に対して譲渡禁止特約を対抗できないとする考え方が議論されています。

以 上